

○印西市ふるさとづくり運営会議に関する設置要綱

平成2年10月23日告示第55号

改正

平成8年3月29日告示第19号
平成9年3月28日告示第40号
平成13年3月29日告示第37号
平成15年4月9日告示第58号
平成18年9月12日告示第110号
平成19年3月29日告示第43号
平成27年3月31日告示第73号
平成27年12月28日告示第186号
平成30年3月29日告示第45号
令和4年3月24日告示第39号
令和6年3月27日告示第34号

印西市ふるさとづくり運営会議に関する設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、印西市ふるさとづくり運営会議（以下「会議」という。）の設置及び運営について定める。

2 会議は、市長の要請に応じ、印西市ふるさとづくり運営基金の設置、管理及び処分に関する条例施行規則（平成2年規則第15号）で定める「ふるさとづくり運営事業」に関し、意見を述べる機関として設置する。

(構成)

第2条 会議の委員は、10人以内として、市民を過半数とする。

2 任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員は、市長が委嘱する。

(座長及び副座長)

第3条 会議に座長及び副座長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、座長が招集し、会議の議長となる。

2 座長は、委員の意見を市長に報告するものとする。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、環境経済部経済振興課において処理する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成8年3月29日告示第19号）

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 28 日 告示 第 40 号）

この告示は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 29 日 告示 第 37 号）

この告示は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 4 月 9 日 告示 第 58 号）

この告示は、公示の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 9 月 12 日 告示 第 110 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日 告示 第 43 号）

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日 告示 第 73 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 28 日 告示 第 186 号）

この告示は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日 告示 第 45 号）

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 24 日 告示 第 39 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 27 日 告示 第 34 号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。